2026 年 10 月 1 日

求職活動を行う皆さまへ

一般社団法人しまね縁結びサポートセンター

当法人では、採用活動の過程において生じ得る、求職者に対するセクシュアルハラスメント等（※１）の防止に取り組んでいます。求職者の皆さまが安心して選考に臨むことができるよう、以下のとおりルールを定めています。

（※１）パワーハラスメントに類する行為、カスタマーハラスメントに類する行為、妊娠、出産等に関するハラスメントに類する行為及び育児休業等に関するハラスメントに類する行為 を含む

【求職活動における当法人のルール】

１．当法人では、ハラスメント行為の防止について、職員に対する周知・啓発を継続的に行っています。

２．面談・面接に関するルール

●面談・面接の時間：９：００～１７：００

※学業や就労等の事情により、求職者等から明確な希望（メールや書面等での同意）があった場合に限り、１７時以降の面談も可とします。

●場所：会議室、センター打ち合わせスペース、執務スペース等、当法人が指定した場所

●実施体制：複数人で実施し、第三者の目が届く環境（オープンスペース等）で実施するなど、当法人が認めた体制で行います。なお、会議室など閉じられた空間で行う際は、必ず複数人で実施します。

●連絡手段：やり取りには Email のみを使用し、会社のメールアドレスを使用します。

【相談窓口について】

当法人の採用活動において、万が一、職員から性的な言動等を受けた場合には、以下の相談窓口までご連絡ください。ハラスメントに該当するか判断が難しい場合も含め、幅広くご相談を受け付け、適切に対応します。ご相談にあたっては、相談者のみならず、関係者のプライバシーにも十分配慮し、公平に対応します。また、相談を行ったことや事実確認に協力したことなどが、採用選考の判断に影響を与えることはありませんので、安心してご相談ください。なお、当法人への相談に躊躇する（例えば、支障がある、弊害があるなど）場合は、所属大学や専門学校等のキャリアセンター・就職支援窓口、事業所を管轄する労働局雇用環境・均等室（**島根労働局℡0852-31-1161、鳥取労働局℡0857-29-1709**）への相談も可能です。

相談窓口

事務局長、事務局次長　（電話番号 0852－61－1150（9:00～17:00　火・水・祝・年末年始は除く））